

<アスベストQ&A集>

E 大気環境に関すること【環境関係】

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ 電話045-210-4111
E-26	工作物を解体（改造・補修）する場合、事前調査結果の行政への報告は不要ですか。 （令和5年1月13日追加）

【答】

対象となる工作物[※]であって請負代金の合計額が100万円以上の場合は、行政への報告が必要です。

なお、船舶の解体（改造・補修）を行う場合は、労働基準監督署のみ報告が必要になるので、注意してください。

※ 令和2年10月7日 環境省告示第77号のとおりであり、E-22をご覧ください。